

戦後日本をめぐる台湾籍者の移動
—占領期を中心として（1945～52年）
巫 靚（WU Liang、うー・りゃん）*

はじめに

近年、日本帝国崩壊後の人口移動について研究が盛んに行われるようになり、日本人の引揚げおよびその時期の朝鮮人の移動の実態がある程度明らかになった¹。これらの研究は、移動を生じさせた政治力学やその後の統合過程などを分析することを通じて、東アジアの戦後秩序や多民族社会の実像、ひいては現代のグローバリゼーションとの史的関係性を明かにすることを目指すものである。

しかし、一方で敗戦まで朝鮮人と同じく日本帝国の植民地出身者として、戦後「カイロ宣言」に基き中国人に組み込まれた台湾籍者²に対して日本帝国の敗戦がいかなる影響を与え、連合国諸国による戦後東アジア秩序再編の渦中であってどのような移動が生じ、個人あるいは集団として戦後生活を築いたのかについては、十分に研究されていないのが現状である³。終戦直後の初期段階、つまり1945年から1952年までの連合国による日本占領期については、台湾籍者の移動についての先行研究は主に在外台湾籍者⁴の台湾への帰還に重点を置き⁵、その「祖国へ」という戦後処理における「順当」な移動とは逆の方向、つまり同時期に台湾、中国大陆あるいは他地域から日本へと向かう移動はあまり注目されていない。また、台湾への帰還と言っても、強制送還された人々の存在も史料から見出されるが、こうした強制送還者の具体像も十分に言及されてこなかった。

そこで、本稿はGHQ・日本政府・中華民國の史料の比較検討、当時の新聞記事および占領期を経験してきた在日台湾籍者のライフストーリーを通じて、占領期の日本をめぐる台湾籍者の移動の全体像を明かにするために、検討の中心を従来の「順当」な移動方向とは逆の方向に移動する人々に置き、転換期において国家、祖国、アイデンティティに対してとり得た個人への対応を少しでも明らかにしたい⁶。なぜならば、いかなる移動が政治的

* 京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程。

¹ 中国残留日本人に関する研究を専門とする歴史社会学者・蘭信三は精力的に共同研究を展開し、『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年などの編著を成果として刊行している。

² 本論で述べる台湾籍者は1945年9月2日の降伏文書調印まで本籍が台湾の者を指す。

³ 台湾・沖縄間の双方向的移動についても近年、研究がすすめられている。例えば、最新の研究として、松田ヒロ子「沖縄県八重山地区から植民地下台湾への人の移動」（蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年、529～558頁）、野入直美「生活史から見る沖縄・台湾間の双方向的移動」（同前、559～592頁）などを挙げることができる。しかし、台湾・沖縄間の移動と日本本土と台湾間の移動については内地とは異なる特別な背景があるので、本論では、台湾・沖縄間の移動については対象としない。

⁴ ここで言う「在外台湾籍者」は終戦直後台湾島以外に存在する旧日本帝国臣民としての台湾籍者を指す。

⁵ 例えば、台湾の研究者の研究としては、簡笙簧「光復後政府接運旅日台胞返籍之探討」（『中華民國史專題論文集：第三屆討論會』1996年、1171～1191頁）、張建傑「田園將蕪胡不歸？—戦後広州地区台胞处境及返籍問題之研究」（『台湾史研究』第6巻第1期、2000年、133～167頁）、張建傑「迢迢歸鄉路—戦後港澳地区台胞返籍始末」（『港澳與近代中国學術検討会論文集』近代史研究杂志社中国學術研討会、2000年、549～580頁）などが挙げられる。また、日本語で書かれた研究成果としては、許淑真「第二次大戦後日本からの引き揚げについて—台湾出身者を中心に—」（『摂大人文学』第3号、1996年、19～43頁）が重要な先行研究である。

⁶ なお、本稿は拙稿「日本帝国崩壊直後の人的移動—在日大陸籍者と台湾籍者の移動の諸相を中心に

に推進・許容されたのか、またそうした政治的意図とは別に、実際には合法・非合法を問わずいかなる選択肢が存在し、いかなる動機でいかなる移動が実現していたのかは、占領期という戦後処理過程および冷戦構造形成過程における社会変動の実態を把握する上で重要だからである。

1 日本からの帰還

日本の敗戦に伴い 600 万人以上の日本人が旧勢力圏から内地へと帰還すると同時に、日本内地にいた約 100 万人の非日本人も移動し始めた。表 1 は 1940 年から 1952 年まで日本政府による在日中国大陸籍者、台湾籍者、朝鮮人人数の統計である。在日「非日本人」の 90% 占める朝鮮人に比べると、2% ほどしか占めていない台湾籍者は確かに少数者である。

表 1 1940～52 年在日台湾籍者、中国大陸籍者、朝鮮人の人数

年月	台湾籍者	中国大陸籍者	朝鮮人
1940 年 10 月	22,499	19,453	1,241,315
1946 年 2 月	15,906	14,941	647,006
1947 年 12 月	13,119	19,770	598,507
1948 年 12 月	15,444	21,488	601,772
1949 年 12 月	16,637	21,945	596,879
1950 年 12 月	17,801	22,680	544,903
1951 年 12 月	18,947	24,430	560,700
1952 年 12 月	—	—	535,065

出典：『総理府統計局編 日本統計年鑑 昭和二十七年』、『総理府統計局編 日本統計年鑑 昭和二十八年』、『総理府統計局編 日本統計年鑑（摘要版）昭和廿五年』、松本邦彦解説・訳『GHQ 日本占領史 16 外国人の取扱い』（日本図書センター、1996 年）、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（厚生省、1977 年）⁷

GHQ 側の資料によると 1945 年 11 月から 1950 年 4 月まで、GHQ の引揚げ政策を利用した台湾籍者は 35,145 人であった⁸。戦後直後日本がそれまで管轄していたすべての商船、公船の運航と配船は GHQ の管轄下に置かれ、在日台湾籍者の帰還は主に GHQ の引揚事業に依存したと考えられるが、自身で漁船などを調達して帰還した人々も存在したことが明らかになっており⁹、恐らくそれ以上の数の人々が日本からの帰還を選択したはずである。

日本から移動していった人の中には、自らの意志で帰還する人がある一方で、強制的に日本から移動させた人もいた。それは主に日本に「不法入国」を行った台湾籍者と日本国内で法を犯した犯罪者である。

「不法入国」の台湾籍者については、例えば函館引揚援護局の編纂史料では、「不法入国者には、若干台湾人、中国人が存在」¹⁰、佐世保引揚援護局の編纂史料では、「朝鮮人以

（1945～50 年）—」（『社会システム研究』第 17 号 163～178 頁、2014 年）を基に加筆修正したものである。日本国内で犯罪を行った者の強制送還及び一時帰国の部分は新たに加えた部分である。

⁷ 資料によって、数値が異なっており、本表は日本政府が収集したデータに基づいている。1952 年に日本と中華民国が日華平和条約を結び、台湾が正式に中華民国の一部になり、以降のデータから大陸出身者と台湾籍者の区別が取り払われてしまった。また、朝鮮人については、1950 年 12 月からの統計は朝鮮と韓国に分けて統計されたが、本表はその合計を表示している。

⁸ 松本邦彦解説・訳『GHQ 日本占領史 16 外国人の取扱い』日本図書センター、1996 年、199～200 頁。1940 年から 1946 年までの間は日本政府が統計を行っていなかったため、在日台湾籍者の詳しい数字がわからない。太平洋戦争中に応募で日本内地に来る少年工など一時出稼ぎ労働者を含めて、終戦直後はおよそ 4 万～5 万人の台湾籍者が日本にいたと考えられる。

⁹ 前掲簡筆「光復後政府接運旅日台胞返籍之探討」1171 頁。

¹⁰ 『函館引揚援護局史』『海外引揚関係史料集成（国内篇）第 1 巻』ゆまに書房、2001 年、172 頁。

外の密航者では中国、台湾省民の二百七十四名南西諸島民二百十七名を取り扱った」¹¹という記録が見られる。また、日本国内で有罪判決を受けた台湾籍者の強制送還については、以下がその具体例である。

茲有神戸華僑陳■夫婦因犯麻藥案投獄得盟軍第八軍恩准全■家自費回国大約在本月十六七日前後達■国輪船赴基隆

(神戸華僑陳夫婦は麻薬の犯罪により投獄され連合軍第八軍の恩典により、家族全員に対し自費で帰国することを許可し、今月十六七日前後■船により基隆に送還される。)¹²

2 日本への「逆流」

一方、これまでの研究では顧みられてこなかった、中国大陸、台湾あるいは他地域から戦後に日本に渡った人々も実際に存在した。筆者はこれらの人々を以下の四種類に分類する。(1) 日本人と結婚した台湾籍者、(2) 「不法入国」に成功した者、(3) 日本人と共に日本に引揚げてきた元日本軍人・軍属の台湾籍者、(4) 日本にいる家族の呼び寄せで日本に来た台湾籍者である。

まず日本人と結婚した台湾籍者であるが、正式に日本人と結婚し、戸籍を台湾から日本内地に移した者だけでなく¹³、日本内地の戸籍を有さない台湾籍者の日本への渡航も中華民国政府は認めた¹⁴。これらの人々にとっては、逆流とは日本人配偶者にとっての祖国への引揚げに他ならず、世帯単位で見れば順当な移動であると言える。

そして、前述した「不法入国者」の中には、GHQと日本政府に見つからず入域に成功した人々もいた。事例としては1949年日本に亡命し、1960年に台湾独立を標榜する台湾青年社を結成する言語学者の王育徳が挙げられる。二・二八事件¹⁵で肉親を失い、台湾から香港に渡り、その後「船員に化けて日本へ密入国をした」¹⁶のである。「不法入国者」の問題には実際に二つの問題が絡んでいる。一つは台湾籍者が当時の法制度上、日本国籍者とみなせるかどうか。もう一つは、もしそうでなければ、占領期にいかにして日本に合法的に入域できたのかという二つの問題である。この二つの問題を考えるためには、台湾籍者の国籍に関連する法令及び当時のGHQが発効した非日本人の出入国関連の指令を見る必要がある。台湾籍者の国籍について、中華民国行政院1946年6月に「在外台僑国籍処理辦法」を公布し、在外台湾籍者の国国籍にする恢復日を1945年10月25日として、登録証発給という方法で国籍認証を行なおうとした¹⁷。しかし、在外台湾籍者に対して、滞在国(特

¹¹ 『局史(上巻)・局史(下巻)』(佐世保引揚援護局) ゆまに書房、2001年、284頁。

¹² 中華民国駐日代表団阪神支部档案『僑民暫時帰国及犯法遣送回国巻』東洋文庫所蔵、MF-A-1。

¹³ 1946年11月20日付朝日新聞記事「日本に渡航を許可 日籍の台湾省民に」を参照。

¹⁴ 『在外台僑国籍問題』国史館外交部档案 020000001134A。

¹⁵ 1947年2月28日に勃発した主に植民地時代から居住する台湾民衆による反国民党政府の暴動である。国民党官僚(主に外省人＝戦後に台湾へ来た中華民国人)による腐敗及び台湾人(内省人＝戦前から台湾に居住していた人々)への差別に対する怒りが原因とされる。2万人以上の犠牲が出たと言われている。詳しくは何義麟『二・二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版社、2003年を参照。

¹⁶ 邱永漢『私の金儲け自伝』PHP文庫、1986年、42頁。

¹⁷ 「台湾人に関する法権問題」『渉外資料 第七号』最高裁判所事務局渉外課、1950年、15～16頁。
なお、この資料は「在外台僑国籍処理辦法」の公布を1946年7月とするが、実際は1946年6月22日である。

に、イギリスやオランダなど)は、こうした処理方法を容易には容認しなかった。その主な理由は、中国政府と日本政府がまだ講和条約を結んでいないという国際法上の手続きを問題視したことであった¹⁸。当時のGHQも同じ態度だった。在日の台湾籍者の国籍問題について、GHQが1945年11月1日の「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」で初めて言及し、台湾籍者を「連合国国民」ではなく、「日本人」でもない、「解放国民」であり、場合によっては「敵国人」とも遇され得た¹⁹。ここでの「敵国人」とは、いわゆる対日協力者——戦争中日本政府に積極的に協力した者を指すと考えられる。その後、1947年2月25日の「中国人の登録に関する総司令部覚書」²⁰、1947年5月2日の「外国人登録令」、及び1952年4月28日に発効したサンフランシスコ条約は段階的に、台湾籍者の国籍を中国国籍と認定した。詳しい過程は表2に示した。

表2 台湾籍者の国籍処理過程

時期	日本以外の地域にいる台湾籍者	日本にいる台湾籍者	
		駐日代表団で登録済の者	駐日代表団への拒否登録者および未登録者
1897 ~ 1945	日本国籍	日本国籍	日本国籍
1945/8 ~ 1947/2	日本人でもなく、中国人でもないが、日本に來ると、日本の司法管轄下に置かれる。	日本人でもなく、中国人でもないが、日本の司法管轄下に置かれる。	日本人でもなく、中国人でもないが、日本の司法管轄下に置かれる。
1947/2 ~ 1947/5	日本人でもなく、中国人でもないが、日本に來ると、日本の司法管轄内に置かれる。	中華民國国籍	日本人でもなく、中国人でもないが、日本の司法管轄下に置かれる。
1947/5 ~ 1952/4	中華民國国籍	中華民國国籍	日本人でもなく、中国人でもないが、日本の司法管轄下に置かれる。
1952/4~	中華民國国籍	中華民國国籍	中華民國国籍

出典：「中国人の登録に関する総司令部覚書」及び「外国人登録令」に基づき筆者作成。

注1：ここで言う「日本」の領域には1947年5月2日発効の「外国人登録令施行規則」に定められている植民地などは含まれていない。

注2：表中の「日本人」「中国人」はそれぞれ「日本国籍保有者」「中華民國国籍保有者」を指す。

ところが、そもそもこの時期の台湾籍者にとって、国籍の選ぶ自由があったのだろうか。中華民國の資料には、中国国籍の「恢復」を拒否した二名の台湾籍者に関する記録があるが²¹、日本国籍取得を希望するならば、1952年のサンフランシスコ条約を待たなければならなかった。日本政府は以上の通り、時期によって台湾籍者の中国国籍を認めながら、占領期における台湾籍者の日本への帰化は認めなかった²²。確かに、当時は大多数の在日台湾籍者が中国国籍を取得したが、それは純粋にアイデンティティの問題だけでなく特別配給や乗車無料など現実的な要素が多く絡んでおり、この意味から見ると、当時の台湾籍者は、当時としてはいつになるか分からない日本国籍取得の機会を待つよりも、中華民國国籍を取得するほうが現実的な選択であり、純粋な国籍選択の機会を与えられていたわけ

¹⁸ 湯熙勇「恢復国籍の争議」中央研究院人文社会科学研究センター『人文及社会科学集刊』第17巻第2期、2005年、414～423頁を参照。

¹⁹ “Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan”, Nov. 1, 1945 (『日本占領重要文書 第1巻 基本篇』日本図書センター、1989年、129～132頁)。

²⁰ 『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』日本図書センター、1989年、68頁。

²¹ 前掲『在外台僑国籍問題』国史館蔵外交部档案。

²² 大森和人「国籍事務の趨勢と今後の動向（過去の統計をもとにして）」『民事月報』第24巻第10号、1969年、75頁。

はなった。

一方、1946年4月2日にGHQが非日本人の「入国」に対して、日本に入国するたびに、GHQの許可を受けるように要求し、さらにその許可を与えるのも、半永久的に日本に居住することが前提とされた²³。さらに同年の5月7日に正式な商業交通が利用できるまで許可の無い非日本人の日本入域を禁止した²⁴。しかし、当時これを利用して、日本に入ったのは、日本に親族が居住する者か、戦前から日本に居住し一定の生活基盤を持ち、「一時帰国」を行った人に限られており、一般の人々は、GHQに事前に申請することもできず、またその余裕もなかった。戦後台湾の経済状況の悪化や、47年に起きた「二・二八事件」などの影響で日本へ逃れてきた人々が「不法入国者」の大多数と考えられる。戦後占領行政の中で、日本人と非日本人は様々な場面で峻別され、その過程に漂う台湾籍者の不安定な姿が窺える。

次に、占領期に日本に移動してきた人の第三のタイプは日本人と共に日本に復員した元日本軍人・軍属である。例えば筆者がインタビューを行った²⁵、台湾籍・元シベリア抑留者呉正男氏は、47年7月にソ連から日本の舞鶴に上陸した後に、日本に滞在することが認められ、現在にいたるまで「中華民国国籍」の特別永住者として日本に居住している。この時に上陸した台湾籍抑留者たちには、日本に残留することを選んだ者が他にもいる²⁶。もちろんそのまま、台湾に帰った人もいる²⁷。

最後に、前述したGHQの非日本人の入国管理政策を利用し、また日本に十分な生活基盤を持っている者に限られるが、中華民国駐日代表団の資料によると、当時日本にいる親族の呼び寄せで日本に渡航できた台湾籍者もいた²⁸。また、その十分な生活基盤を持っている人の中に、「一時帰国」を実現した人も中華民国の史料から分かった²⁹。

むすび

日本の敗戦により、大量の日本人が海外から日本に引揚げると同時に、日本にいる非日本人の移動も盛んに行われた。この非日本人の中には、元より外国人である中華民国人だけでなく、それまで日本帝国臣民であった旧植民地出身の台湾籍者も含まれている。GHQの引揚げ事業を利用して日本から移動した人々がいる一方で、戦後台湾社会の混乱を逃れるため、日本に渡ってきた台湾籍者もいた。本論は今まで多く言及されてこなかったこうした日本に「逆流」してきた人々について主に論じた。「祖国へ」という戦後処理における順当な移動である公式な「引揚げ」のみが占領期の台湾籍者に与えられた唯一の移動経路であったわけではないのである。また、日本の敗戦、植民地台湾の中華民国への編入により国籍が「脱日入華」されたが、彼らの行動から考えてみると、「脱日入華」は人々の必然的

²³ SCAPIN-852 “Entry and Registration of Non- Japanese Nationals in Japan”

²⁴ SCAPIN-927 “Repatriation”

²⁵ 2013年10月21日に横浜市中華街にて。

²⁶ 日本在住台湾籍の元シベリア抑留者呉正男氏のインタビューによる。『全抑協広報』(第356・357合併号、2010年8月5日)の呉正男氏関連記事も参照できる。また、呉氏の友人の現在千葉県在住の旧台湾籍元シベリア抑留者も1947年7月にシベリアから日本に帰還し、当時日本に滞在することが認められた

²⁷ 例えば、林えいだい『台湾の大和魂』(東方出版、2000年)に紹介された葉海森氏、唐中山氏など。

²⁸ 前掲駐日代表団阪神支部档案『僑民暫時帰国及犯法遣送回国巻』。

²⁹ 同上。

な選択肢であったわけではなかったことも本論は示した。戦後の在日中国人社会および統計上に現れる「中国人」とは単純に戦前に渡った人々のうち帰還せずに日本に残った人々のみで構成されていたわけではなく、元の生活拠点への回帰や、戦後台湾社会の混乱からの脱出、中国人に帰化した日本人女性など、実際には多様な背景と移動により日本に残った/渡った人々によって再編成されたものである。

しかし、本稿ではこの逆流の人々の概数、活動まで明かにできておらず、またこういう人々が戦後の在日中国人社会、ひいては日本社会にどのような影響を与えたのか、今後の研究で深く考察していきたい。なぜならば、これら逆流者の中には、戦後の在日華僑社会あるいは日本社会において重要な役割を果たした人々が散見されるのであり、決して数が少なく未詳であるという理由だけから逆流という現象の意義を過小評価してはならないと考えられるからである。

参考文献

(1) 研究書・論文

- 蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動 引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年
巫覡「日本帝国崩壊直後の人的移動—在日大陸籍者と台湾籍者の移動の諸相を中心に（1945～50年）—」『社会システム研究』第17号163～178頁、2014年
大森和人「国籍事務の趨勢と今後の動向（過去の統計をもとにして）」『民事月報』第24巻第10号、1969年
何義麟『二・二八事件—「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版社、2003年
簡笙簧「光復後政府接運旅日台胞返籍之探討」『中華民國史專題論文集：第三屆討論會』1996年
邱永漢『私の金儲け自伝』PHP文庫、1986年
許淑真「第二次大戦後日本からの引き揚げについて—台湾出身者を中心に—」『摂大人文科学』第3号、1996年
張建依「田園將蕪胡不歸？—戦後広州地区台胞处境及返籍問題之研究」『台湾史研究』第6巻第1期、2000年
張建依「迢迢歸鄉路—戦後港澳地区台胞返籍始末」『港澳與近代中国學術研討會論文集』近代史研究杂志社中国學術検討会、2000年
湯熙勇「恢復国籍的爭議」中央研究院人文社会科学研究中心『人文及社会科学集刊』第17巻第2期、2005年
野入直美「生活史から見る沖縄・台湾間の双方向的移動」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年
林えいだい『台湾の大和魂』東方出版、2000年
松田ヒロ子「沖縄県八重山地区から植民地下台湾への人の移動」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年
松本邦彦解説・訳『GHQ 日本占領史 16 外国人の取扱い』日本図書センター、1996年

(2) 政府資料

- 『日本占領重要文書 第1巻 基本篇』日本図書センター、1989年
『日本占領重要文書 第2巻 政治・軍事・文化篇』日本図書センター、1989年
『函館引揚援護局史』『海外引揚関係史料集成（国内篇）第1巻』ゆまに書房、2001年
『「局史（上巻）」・「局史（下巻）」（佐世保引揚援護局）』ゆまに書房、2001年
中華民國駐日代表團阪神支部档案『僑民暫時帰国及犯法遣送回国卷』東洋文庫所蔵、MF-A-1
『在外台僑国籍問題』国史館外交部档案 020000001134A。
「台湾人に関する法権問題」『涉外資料 第七号』最高裁判所事務局涉外課、1950年

(3) 新聞

- 『全抑協広報』第356・357合併号、2010年8月5日
『朝日新聞』1946年11月20日付記事「日本に渡航を許可 日籍の台湾省民に」